

# 一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 4 月 1 日 制 定

平成 26 年 6 月 28 日 一部改正

平成 26 年 8 月 22 日 一部改正

平成 26 年 12 月 23 日 一部改正

平成 29 年 3 月 22 日 一部改正

平成 29 年 8 月 9 日 一部改正

## 委 員 会 規 約

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の委員会運営に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この規約は、本法人の定款第 36 条に基づき、各委員会の目的、構成、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （任務）

第 2 条 次の各委員会は次の任務を有する。

（1）総務委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 定款、諸規定に関する事務

イ 予算及び事業計画の立案

ウ 総会の運営

エ 本法人の会員募集及び本法人の広報宣伝活動に関する企画、立案、実施

- (2) 論文委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。
- ア 会誌に掲載する原著論文に関し、論文応募規則等を定める。
  - イ 投稿された論文の査読及び論文集の編集
- (3) 学会賞選考委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。
- ア 学会賞候補者の募集から受賞者選定に関する業務
  - イ 学会賞の運営方法に関し、学会賞運営規則等を定める。
- (4) 会誌委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。
- ア 会誌の編集、発行に関する事務
  - イ 論文委員会が行う任務を除くすべての会誌発行に関する業務
  - ウ 会誌に関する企画、立案および実施
- (5) 事業委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。
- ア 公開セミナーなどの開催と受託研究を主たる業務
  - イ 研究成果の公開、多様な分野の情報交換等に関する事業
  - ウ 企業・自治体・国などが学会に依頼する研究などの受託業務
- (6) 国際委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。
- ア 諸外国との交流(セミナー・訪問)を行う事業
  - イ 国際的な雑誌等の発行の業務
  - ウ 翻訳などの業務
- (7) 災害研究・支援委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。
- ア 被災した地域の継続的な調査研究などの業務
  - イ 被災した自治体及び福祉関連団体等への学会・学会員が蓄積した知財に基づく情報提供や助言
  - ウ 調査研究や活動を報告するセミナーの開催の事業
- (8) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック推進委員会（略称：オリパラ委員会という）は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ただし、2022年3月末までの時限付き常設委員会とする。

- ア オリパラ準備及びレガシー対応のための競技施設、交通施設、建築物、宿泊施設、まちづくりなどのバリアフリーの推進
- イ オリパラに関わる人材育成など、ソフト面のバリアフリーの推進
- ウ 上記に関する必要な研究、事業等

(9) 学術研究委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

- ア 調査、研究、出版その他の活動の企画及び実施に関する業務
- イ 全国レベルの講演会、研修会及び見学会等の企画、運営
- ウ 日本学術会議、その他の学術団体との交流、対外活動
- エ 特別研究委員会（本法人の目的に照らして必要であると認める場合に限り）の設置 等

(委員長)

第3条 各委員会には、委員長1名、又必要に応じて副委員長2名以内を置く。

- 2 委員長は、社員の中から会長が指名し、理事会で承認する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の会務を統括し、副委員長は、委員長に事故があるときにはその職務を代行する。
- 5 なお、学術研究委員会の下部組織である特別研究委員会の委員長は、正会員の中から学術研究委員長が指名し、理事会で承認する。

(委員)

第4条 各委員会の委員は、正会員の中から理事会が選任し、会長が委嘱する。

ただし、委員会活動を進める上で、非会員の委員を必要とする際には、理事会の承認を受けた上で、オブザーバー委員として会長が委嘱することができる。

- 2 各委員会の委員は、20名以内とする。
- 3 理事は、いずれかの委員会に所属しそれぞれの活動の中心的な役割を担う。

4 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

6 なお、特別研究委員会の委員においても前1項～5項に従うものとし、任期中において、委員の追加又は削除変更を行う場合は、前2項に抵触しない範囲であれば、別紙「特別研究委員会委員変更願」を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(報告)

第5条 各委員会の委員長は、各委員会の任務の状況に関して、文書をもって理事会に逐次報告するとともに、理事会の要請のあるときは、理事会に出席して任務の状況を説明しなければならない。

(規約の変更)

第6条 この規約の変更は、理事会において行う。

## 附則

1 本規約に基づく施行に関し必要な事項は、理事会の議決に基づいて別に「規則」を定めることができる。

2 本規約は、平成23年4月1日から施行する。

3 本規約は、平成26年6月28日から一部改定施行する。

4 本規約は、平成26年8月22日から一部改定施行する。

5 本規約は、平成26年12月23日から一部改定施行する。

6 本規約は、平成29年3月22日から一部改定施行する。

7 本規約は、平成29年8月9日から一部改定施行する。

別 紙

平成 年 月 日

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会  
学術研究委員会 御中

〇〇〇特別研究委員会  
委員長 〇〇 〇〇

特別研究委員会委員変更願

下記会員を委員として追加（新規）、委員からの削除（退任）変更いたしたく、ご承認をお願いいたします。なお変更により、委員数が20名を超えないことを確認しております。

| 変更種別  | 氏 名 | 所 属 |
|-------|-----|-----|
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |
| 新規・退任 | 正会員 |     |

※記載欄が足りないときは、同内容を別用紙にて追加してください。